令和3年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第6日)

議事日程(第6号)

令和3年9月28日 午前10時00分開議

		节和3年3万26日 前10時00万開酸				
日程第1	議案第46号	過疎地域持続的発展計画の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決			
日程第2	議案第47号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正につい て	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決			
日程第3	議案第48号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例 の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決			
日程第4	議案第49号	壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例 の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決			
日程第5	議案第50号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正につい て	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決			
日程第6	議案第51号	壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部 改正について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決			
日程第7	議案第52号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決			
日程第8	議案第53号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会 計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決			
日程第9	議案第54号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補 正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決			
日程第10	議案第55号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正 予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決			
日程第11	議案第56号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計補 正予算(第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決			
日程第12	議案第57号	令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算(第 2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決			
日程第13	議案第58号	小型動力消防ポンプ積載車3台購入契約の 締結について	総務文教厚生常任委員長報告・ 可決 本会議・可決			
日程第14	認定第5号	令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定			
日程第15	認定第6号	令和2年度壱岐市三島航路事業特別会計歳 入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・ 認定 本会議・認定			
日程第16	認定第7号	令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳 入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定			
日程第17	認定第8号	令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処 理及び決算の認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定			

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地 総務文教厚生常任委員長報告: 日程第18 要請第1号 方税財源の充実を求める意見書の提出につ 採択 本会議・採択 いて(依頼) 市長 議案説明・質疑なし・ 人権擁護委員候補者の推薦について 日程第19 諮問第3号 委員会付託省略・討論なし・了 市長 議案説明・質疑なし・ 日程第20 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について 委員会付託省略・討論なし・了 提出議員 議案説明・質疑な 日程第21 発議第4号 壱岐市議会基本条例の一部改正について し・委員会付託省略・討論な し・可決 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地 提出議員 議案説明・質疑な 日程第22 方税財源の充実を求める意見書の提出につ し・委員会付託省略・討論な 発議第5号 し・可決 財政課長 議案説明・質疑あ 追加日程 令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第 議案第59号 り・委員会付託省略・討論な 第1 8号)

本日の会議に付した事件 (議事日程第6号に同じ)

し・可決

出席議員(16名)

 $\omega \wedge \Delta$

# 人 磨 君	樋口信	2番	と 俊介君	1番 森
欽秀君	山口	4番	原由里子君	3番 武
忠久君	山川	6番	原 正博君	5番 中
修君	清水	8番	村 圭司君	7番 植
正吾君	音嶋	10番	木 貴尚君	9番 赤
和博君	鵜瀬	12番	金丸益明君	11番 小
繁君	市山	14番	田 恭一君	13番 中
敏文君	豊坂	16番	谷 勇二君	15番 土

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君 事務局長 事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋	陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間	博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾	正彦君
保健環境部長	﨑川 敏春君	建設部長	増田	誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原	辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田	英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎	昭子君
監査委員	吉田 泰夫君			

午前10時00分開議

○議長(豊坂 敏文君) 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか4名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。これより、本日の会議を開きます。本日までに白川市長より追加議案2件を受理いたしております。

日程第1. 議案第46号~日程第18. 要請第1号

○議長(豊坂 敏文君) 日程第1、議案第46号から日程第18、要請第1号まで18件を一括 議題とします。本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果につ いて、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長(市山 繁君) 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長(市山 繁君) 皆さん、おはようございます。

報告いたします。

令和3年9月28日。壱岐市議会議長豊坂敏文様。総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。記。議案番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。議案第47号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。議案第48号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第49号壱岐市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部改正について、原案可決。議案第50号壱岐市

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。議 案第51号壱岐市電動車両用充電器利用料条例の一部改正について、原案可決。議案第53号令 和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案可決。議案第54号令和 3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、原案可決。議案第58号小型動力消防 ポンプ積載車3台購入契約の締結について、原案可決。認定第6号令和2年度壱岐市三島航路事 業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。委員会意見。

議案第47号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、壱岐市附属機関設置条例に追加される、壱岐市入札監視委員会の詳細を規定する、壱岐市入札監視委員会設置要綱の内容について。 壱岐市入札監視委員会の委員の選任については、壱岐市附属機関設置条例で担任する事務として定められる、「入札及び契約手続きにおける公正性、客観性及び透明性の向上を図るために必要な事項を調査審議すること」を具現化する方法とすること。また、この趣旨に沿って、今後も随時見直しを図られたい。

認定第2号、認定第3号及び認定第4号について。

認定第2号令和2年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号令和2年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第4号令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、一般会計歳入歳出決算認定と同様に細部までの審査には相当な時間を要するため、継続審議とした。

続きまして、令和3年9月28日壱岐市議会議長豊坂敏文様、総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。本委員会に付託された要請等は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第145条の規定により報告します。記。受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見、措置の順で報告いたします。要請第1号、令和3年9月10日。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について(依頼)。採択すべきもの。意見なし。意見書提出。委員会意見。要望第1号ゼロ・ウエイスト宣言の要望については、その主旨や具体的な内容について調査する時間が必要であるため、継続審議とした。以上でございます。

○議長(豊坂 敏文君) これから、総務文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(豊坂 敏文君) 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生委員長(市山 繁君) 降壇〕

〇議長(豊坂 敏文君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長(赤木 貴尚君) 登壇〕

〇産業建設常任委員長(赤木 貴尚君) 令和3年9月28日。

壱岐市議会議長豊坂敏文様。

産業建設常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので壱岐 市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。議案第46号過疎地域持続的発展計画の 策定について、原案可決。

議案第55号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)、原案可決。議案第56号令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)、原案可決。議案第57号令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)、原案可決。認定第5号令和2年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第7号令和2年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。認定第8号令和2年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、認定。所管事務調査。

壱岐イルカパークについては、コロナ禍の中で、経営努力が行われているが、依然として厳しい状況が続いている。こうした中、令和4年4月1日からの指定管理者については、公募にて選定された事業者が経営を行うとともに、公平性等の観点からIKI PARK MANAGEM ENT株式会社の完全民営化、また指定管理料をイルカの飼育管理、生命維持に係る部分のみとするも、その後については、改めて見直しを行い、完全自走化を目指すこととされている。

本委員会としては、本内容を尊重するも、その後の完全自走化に向けた取組を推進されたい。以上です。

- 〇議長(豊坂 敏文君) これから、産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。
- ○議員(4番 山口 欽秀君) 最後にありましたイルカパークのことについて、この審議結果からいくと、本内容を尊重するという産業建設常任委員会の結果ですが、そのとりわけ2つの点が問題だと思うんですが、この点では唐突に提案された内容ではないかというのが1点、議員全体としては、知らない部分が多いというところ。それからもう一つ、イルカパークの指定管理に移すという点と、IKI PARK MANAGEMENTを株式会社するというこういう方針も委員会としては、内容として尊重すると、そういうふうに尊重というのはどういう形、どういう

意味合いなのか、もう少し説明をお願いします。

- ○議長(豊坂 敏文君) 議案外ですから。議案外については、議案についての質疑はいいですが、 議案外については、これは所管の事務調査の中での意見ですから。
- ○議員(4番 山口 欽秀君) 議案についてというと、結果についての質問でと思ったんですが、 そういう質問不適切ですか。この内容を尊重する。
- ○議長(豊坂 敏文君) いいですか、議案については、今委員長が報告したとおりですが、これは所管の事務調査ですね、これについての中での意見を出していますから、ここでは質疑はできません。音鳴議員。
- ○議員(10番 音嶋 正吾君) 私も今ちょっと議長、異議あります。
- 〇議長(豊坂 敏文君) はい。
- ○議員(10番 音嶋 正吾君) これは、所管の事務調査とはなっておりますが、あくまでも公募において完全民営化するとなっております。これはおかしいですよ。議会にこんなこと諮ったことないですよ、今まで。今現在、壱岐市が指定管理者に株を入れているわけですから、こういうことは明らかにおかしいですよ。所管の事務調査の中で織り込まれるというのは、非常に問題。そして、従来はIKI PARK MANAGEMENT株式会社は、平成4年から経営形態を自走させるとなっているわけですから、壱岐市も当然、25%の株主をもってそして取締役である高田氏と共同で経営するというのが、本来の在り方ですから、これは重大な変更ですよ、こういう私びっくりしました。一応、それだけを申し添えて、委員長、これはどういう経緯でしょうか。もし議長が発言を許されるなら、私はこれは重大な条件変更と考えますので、質問を求めます。
- ○議長(豊坂 敏文君) この件については、本日の総務文教厚生常任委員会の中で、また説明があると思いますが、今日のこの議案の中での質疑はできないと、議案内の質問であればいいです。そこで止めてください。いいですか。
- 〇議員(10番 音嶋 正吾君) 議長。
- 〇議長(豊坂 敏文君) はい。
- ○議員(10番 音嶋 正吾君) 議長の今の発言は、十分尊重いたします。しかし、ここで議決案件に関してこれを認めるということであれば、これはもう重大な議決をくつがえすにしても、この意見書というのは、私は容認できないものであると考えます。全ての議員に、議長、全ての議員がこれを共有しておるのであれば、意見書はあってしかるべきと思いますが、御判断を願いたい。
- ○議長(豊坂 敏文君) 議案についての採決ですから、この所管の事務調査については別途になります。いいですか、赤木委員長、何かありますか。

- ○産業建設常任委員長(赤木 貴尚君) 所管事務調査に関しましては、地方自治法の第109条に示されているとおりに、常任委員会の中で主体的なテーマを持って調査を行うというのが記されております。そのため、このイルカパークについても、現在産業建設常任委員会の所管事務調査として継続して行っているところを、今日報告したところでございます。このことに関しましては、先ほども議長がおっしゃったとおりに、総務文教厚生常任委員会にも説明がございますので、その点でしっかり質問等をされていいと思います。
- ○議長(豊坂 敏文君) ほかにありませんか。山口議員。
- ○議員(4番 山口 欽秀君) 委員会審査報告書ということで、本会議に提案された内容ですので、その内容についてこの事務調査ですけど、審議と結果について議案内容には入らないということですから、審議と結果について不明確なので質問しているわけで、それもだめというわけですか。
- ○議長(豊坂 敏文君) 委員長報告については、この議案についての報告です。それに対する質疑になりますから。ほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(豊坂 敏文君) 質疑ありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。「産業建設常任委員長(赤木 貴尚君) 降壇〕
- ○議長(豊坂 敏文君) 次に、予算特別委員長の報告を求めます。植村圭司予算特別委員長。〔予算特別委員長(植村 圭司君) 登壇〕
- ○予算特別委員長(植村 圭司君) 令和3年9月28日。

壱岐市議会議長豊坂敏文様。予算特別委員会委員長植村圭司。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。記。議案番号、議案第52号。件名、令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)。審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長(豊坂 敏文君) これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(豊坂 敏文君) 質疑ありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。〔予算特別委員長(植村 圭司君) 降壇〕
- **〇議長(豊坂 敏文君)** 以上で、各委員会の報告は終わります。

これから、議案第46号から議案第51号までの6件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号から議案第51号までの6件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(豊坂 敏文君) 起立多数です。よって、議案第46号から議案第51号までの6件は、 原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第52号から議案第58号までの7件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号から議案第58号までの7件を一括採決します。この採決は起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(豊坂 敏文君) 起立多数です。よって、議案第52号から議案第58号までの7件は、 原案のとおり全て可決されました。

次に、認定第5号から認定第8号までの4件について、一括討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号から、認定第8号までの4件を一括採決します。この採決は、起立によって行います。各決算に対する委員長の報告は、認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(豊坂 敏文君) 起立多数です。

よって、認定第5号から、認定第8号までの4件は、原案のとおり全て認定することに決定しました。

次に、要請第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、要請第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この要請に対する委員長の報告は採択です。要請第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(豊坂 敏文君) 起立多数です。よって、要請第1号は、採択することに決定いたしました。

日程第19. 諮問第3号~日程第20. 諮問第4号

○議長(豊坂 敏文君) 次に、日程第19、諮問第3号及び日程第20、諮問第4号の2件を一 括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

○市長(白川 博一君) 諮問第3号及び諮問第4号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、 人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号につきましては、郷ノ浦町本村触の人権擁護委員野口慶子氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として郷ノ浦町大原触の内山圭三氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく、提案するものであります。諮問第4号につきましては、勝本町立石仲触の人権擁護委員松永敏之氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となりまので、後任として芦辺町湯岳本村触の安永悠子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。なお、各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。御審議賜り御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

- ○議長(豊坂 敏文君) これから、2件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。
 - 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(豊坂 敏文君) 質疑ありませんのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第3号及び諮問第4号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 異議なしと認めます。よって、諮問第3号及び諮問第4号の2件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第3号及び諮問第4号を2件について、一括討論を行います。討論はありませ

んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第3号及び諮問第4号の2件を一括採決します。この採決は起立によって行います。諮問第3号及び諮問第4号の2件については、これを了承することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(豊坂 敏文君) 起立多数です。よって、諮問第3号及び諮問第4号の2件については、 了承することに決定しました。

日程第21. 発議第4号

〇議長(豊坂 敏文君) 日程第21、発議第4号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。12番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員(鵜瀬 和博君) 登壇〕

○議員(12番 鵜瀬 和博君) 発議第4号、令和3年9月28日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。 提出者、壱岐市議会議員鵜瀬和博、賛成者、同じく赤木貴尚、市山繁。

壱岐市議会基本条例の一部改正について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条 及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由、新型コロナウイルス感染症に見られるような感染症の感染拡大により、社会や市民 生活に甚大な影響が発生する状況を考慮し、見直しを行う。

壱岐市議会基本条例の一部を改正する条例。壱岐市議会基本条例の一部を次のように改正する。 第12条第1項第6号中、「及び」を「、」に、「事故により、応急に必要となる維持補修及 び工事費に関する」を「及び感染症に関わる対策として、応急的に必要となる」に改める。

附則、この条例は公付の日から施行する。

以上です。

○議長(豊坂 敏文君) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 質疑ありませんのでこれで質疑を終わります。

〔提出議員(鵜瀬 和博君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) お諮りします。本案については会議規則第37条第2項の規定により、 委員会付託を省略したいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略する ことに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(豊坂 敏文君) 起立多数です。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 発議第5号

○議長(豊坂 敏文君) 日程第22、発議第5号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。7番、植村圭司議員。

〔提出議員(植村 圭司君) 登壇〕

○議員(7番 植村 圭司君) 発議第5号、令和3年9月28日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。 提出者、壱岐市議会議員植村圭司、賛成者、同じく清水修、音嶋正吾。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。上 記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)。新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災、減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け、増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

- 1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針 2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保す るとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、 他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
 - 2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税でりあり、制度の根幹をゆるがす見直しは、

家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急 経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において、対応すべきもので ある。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

- 3、令和3年度税制改正において、土地に係る固定資産税について講じた課税標準額を令和 2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の 延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。
- 5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として 地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日、長崎県壱岐市議会議長豊坂敏文。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣。

以上です。

○議長(豊坂 敏文君) これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員(植村 圭司君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、 委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(豊坂 敏文君) 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略する ことに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(豊坂 敏文君) 起立多数です。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。 これで、暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

.....

午前10時38分再開

〇議長(豊坂 敏文君) 再開いたします。

お諮りします。ただいま市長より議案第59号令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 異議なしと認めます。したがって議案第59号を日程に追加し、追加日 程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議案第59号

○議長(豊坂 敏文君) 追加日程第1、議案第59号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

○市長(白川 博一君) 本議案につきましては、財政課長及び企画振興部長に説明させますのでよろしくお願いいたします。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

〇議長(豊坂 敏文君) 原財政課長。

〔財政課長(原 裕治君) 登壇〕

○財政課長(原 裕治君) 議案第59号令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,900万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、233億526万1,000円とします。第2項は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長崎県独自の緊急事態宣言やまん 延防止等重点措置の適用により、事業収入が減少した中小事業者に対し、長崎県と共同で1月当 たり最大10万円の事業継続支援金を給付する事業に係る予算につきまして、追加の補正を行う ものでございます。

まず、歳入について説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は今回 の事業継続支援金事業にかかる壱岐市負担分につきまして充当するもので6,168万2,000円 を計上しております。

16款2項5目商工費県補助金の長崎県事業継続支援給付事業補助金は今回の事業継続支援金の給付に対する2分の1補助及び事務費に係る県補助金6,732万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページから11ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費で、今回の事業支援金の申請事務及び国の月次支援金のオンライン申請支援の委託料として648万円と事業継続支援金1億2,240万円及び事業費を合わせまして、合計1億2,900万2,000円を計上しております。

以上で、議案第59号令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔財政課長(原 裕治君) 降壇〕

〇議長(豊坂 敏文君) 企画振興部長。

〔企画振興部長(中上 良二君) 登壇〕

〇企画振興部長(中上 良二君) 議案第59号令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)に 計上しております、令和3年度壱岐市事業継続支援金について御説明いたします。

資料の5、議案第59号関係資料をお開き願います。

事業概要は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県独自の緊急事態宣言の 発令やまん延防止等重点措置の適用により、事業収入が減少した市内中小企業者に対し長崎県と 共同で、壱岐市事業継続支援金を給付するものでございます。

また、併せて、本事業継続支援金と国の月次支援金の申請の支援を行うものでございます。

まず、支給要件につきましては、1つ目として、令和3年8月6日時点で本社が壱岐市内にあること。2つ目として、次の①②のいずれかに該当し、令和3年8月または9月の月間事業収入が、対前年または対前々年同月比で30%以上50%未満減少していること。

1つ目といたしましては、令和3年8月10日からの県の営業時間短縮要請等に協力した県内飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること。

2つ目として、令和3年8月7日からの県下による不要不急の外出、移動自粛要請により、直接または間接の影響を受けたこと。ここの文言で、間接が抜けておりますので、間接の追加をお

願いをいたします。

3つ目といたしまして、令和3年8月と9月において、国の月次支援金や市の飲食店等営業時間短縮要請協力金を受給していない、また、しないこと。

4つ目といたしまして、令和3年3月31日以前から事業を営んでいること。なお、売上が50%以上減少している場合につきましては、国の月次支援金の対象となるため、国への直接申請となります。

給付額につきましては1事業者1か月当たり最大で10万円、事業収入減少額を上限といたします。8月と9月の最大2か月分を給付することとなります。申請受付期間は令和3年10月1日から同年11月30日までの予定でございます。所要予算額につきましては、歳入歳出1億2,900万2,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

予算算出の基礎となります件数につきましては、今回調査した数値及び本年3月、4月に実施をいたしました事業継続支援金の件数をもとに、612件と推計をいたしております。

また、委託料でございますが、特に50%以上売上が減少した事業者が対象となる国の月次支援金が国への直接申請ということで、オンライン申請のみとなっております。よって、インターネットが不得手な事業者に対し、申請支援を委託するもので、各分野の関係団体と協力して実施する予定といたしております。対象事業者の例でございますが、①県の営業時間短縮要請に協力した壱岐市内の飲食店等と直接、間接の取引があること。これに該当いたしますのが、食品加工・製造事業者、器具・備品事業者、サービス事業者、流通関連事業者、農業者・漁業者等生産者が該当いたします。

次に、②長崎県内における不要不急の外出・移動自粛要請により、直接ここもまた間接的な影響を受けたこと。これに該当いたしますのが、営業時間短縮要請の対象外となった飲食店、また旅行関連事業者、小売事業者、対人サービス事業者などが該当すると思われます。

以上のように、今回の事業者支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 多くの事業者の方が対象となるものと考えておりますが、御不明な事業者におかれましては、企 画振興部商工振興課までお尋ねをいただければというふうに思っております。

次に、参考といたしまして、国の月次支援金について御説明をいたします。

国の月次支援金につきましては、緊急事態宣言区域またはまん延防止等重点措置の適応を受けた地域と取引がある事業者が対象となっておりますが、このたび8月27日から9月12日まで、長崎県がまん延防止等重点措置の指定を受けたことによりまして、壱岐市内で事業を行っている事業者の方も対象となりました。

これを受け、本年8月と9月の売上が50%以上減少した本市の事業者の方も給付対象となったことにより、活用を促すものでございます。

今までは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象となっていた東京や大阪、福岡などの 大都市と取引がある事業者が対象となっておりましたが、今回は長崎県がまん延防止等重点措置 に適用されたため、大都市との取引がなく、壱岐市内で事業を行われている方々も対象となりま すので、広く御活用できるものと考えております。

給付対象は①対象月、これ8月と9月でございますが、緊急事態措置またはまん延防止等重点 措置に伴う飲食店の休業、時短営業または外出自粛の影響を受けていること。

2つ目として、令和3年の月間売上、本年の8月と9月が、令和元年または令和2年の同月比で50%以上減少していることでございます。給付額につきましては、中小企業は月額上限20万円、個人事業主は月額上限10万円でございます。申請期間は8月分が10月31日まで、9月分が11月30日までとなっております。8月分は壱岐市事業継続支援金より早い締め切りとなっておりますので、御注意をお願いいたします。申請方法は、月次支援金ホームページでのオンライン申請となっております。オンライン申請が不得手な方につきましては、各団体と今後委託契約を締結しまして、申請支援を行う予定となっております。後日、市内回覧等で周知をいたしますので、御活用をいただきますようお願いをいたします。

説明は以上でございます。

〔企画振興部長(中上 良二君) 降壇〕

- ○議長(豊坂 敏文君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。
- ○議員(4番 山口 欽秀君) コロナによってのいろんな支援金がこの間もあっているわけですが、ひとつ先日までの自粛の協力金のほうで、3回に分かれて支給されましたが、協力金の支給状況とか、それから何件支給されたのか分かりましたら教えてください。

それとの関係で、この612件支援金の準備されておりますが、商工業、漁業、農業、それぞれ分野ごとに予算も分かれておりますが、細かい件数がありましたら教えてください。

それから、とりわけ50%以上か未満かというところで市に申請するのか国に申請するのかというところの境界がありますが、このあたりの以上、未満というのは、厳密にされるのか、大体こうアバウトな線で切られるのか、このあたりの国と壱岐との申請の境目というのはどういうふうに扱いなんか、聞かせてください。

- 〇議長(豊坂 敏文君) 企画振興部長。
- ○企画振興部長(中上 良二君) 山口議員の御質問にお答えをいたします。

協力金の営業時間短縮要請協力金の支給の状況でございますが、これは第1期、第2期、第3期と分かれております。まず第1期につきましては、昨日9月27日現在で店舗数が196件の申請があっております。第2期につきましては、店舗数で180件の申請があっております。そして第3期につきましては、159件の申請があっております。

次に、各商工業者、また漁業者、農業者での件数と612件の内訳というようなことの御質問でございますが、まず、商工業者等につきましては、430件、漁業者の方につきましては、100件、そして農業者の方につきましては82件を見込みの件数といたしております。

最後に、その50%以上と50%未満とか、そういった境のところの確認ということでございますが、実際申請を行うにあたっては、そういった幾ら減収になったというような書類を提出をいただいて、それをもとに確認をし、決定をすることになりますので、ですから、書類上でちゃんと審査をして、そこに対象になるか50%以上になるか、50%未満になるかというようなところをはっきりいたしまして、それぞれのところで支給を行うというようなことになっております。以上です。

- 〇議長(豊坂 敏文君) 山口議員。
- ○議員(4番 山口 欽秀君) 協力金ついては、まだ申請して、これからというところもありました、昨日聞いたら。ぜひ最後まで協力金の支給をお願いしたいというふうに思いますが、今言われました50%、これは売上に対して厳密にされるという判断でいくわけですね。例えば53%だけども壱岐市のほうに申請するということはエラーだということでしょうか、その点確認いいですか。
- 〇議長(豊坂 敏文君) 企画振興部長。
- **〇企画振興部長(中上 良二君**) 山口議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま申し上げましたように、書類上でちゃんと確認をして50%以上であれば、国の月次 支援金で30%以上50%未満であれば、ただいま予算の上程いたしております事業継続支援金 で支給を行うというようなことになっております。

- 〇議長(豊坂 敏文君) 山口議員。
- ○議員(4番 山口 欽秀君) ある業者の方が、以前に国に申請をしたら、その業者の方は 12月にお母さんが亡くなっていて、店の名義が変更されたということで、そのことが原因で支援金が受けられないという、そういう状態があるという風に言われたんです。そういう状況で、 月次に引き続き出したいけど、ちょっと国はまた同じように認められないんじゃないかというふうなことで、そういう状態だったら市の支援の受け方はできないのかなということで伺ったわけですが、そういうふうに以前の支援金の給付ではじかれたと、認定されなかったと、いろんな理由がありますので、そのあたり申請の委託のところで、きちんと相談をのっていただくことが必要じゃないかなという点と、あと今回月次の場合10月いっぱい1か月しかないですね。だからそういう意味では、早く対応をしっかりしないと期限に間に合わないと。とりわけ商工業 430件ということで、かなり協力金よりも大きい対象者があります。それから業種ごとでも、今までだったら飲食店ということで、ある程度ぱっと見て分かりますけれども、この場合、幅広

いですね、観光業からレンタル、いろんな、それから学習塾からいろんな職種にわたる可能性ありますので、そういう面では、申告のお手伝いがしっかりする必要があるのですが、どのくらいの窓口を準備して申告の手伝いをするという準備されているんでしょうか。

- 〇議長(豊坂 敏文君) 企画振興部長。
- ○企画振興部長(中上 良二君) まず、山口議員の御質問にお答えをいたしますが、先ほどの 50%以上の減少した事業者の方については、月次支援金のみが申請可能と、これは県からの指 示でございまして、これは県下共通事項でございますので、それに基づいて対応していくという ことでございます。

また、それぞれ内容によっては、いろいろな事案の方がおられるというふうに思っておりますので、そういった方につきましては、商工振興課なりに御相談をいただければというふうに思っております。

また、農業、漁業者の方につきましては、それぞれ農林水産部のほうにもお尋ねをいただければなというふうに思っております。

また、今後周知等につきましては、速やかに対応していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あと、窓口等でございますが、現在調整を行っておりますが、各商工会そして農協そして各漁協等での支援の申請について、現在調整を行っておりますので、そういったところで幅広く対応がいただけるものというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(豊坂 敏文君) 4回目になりますから。3回で。ほかにありませんか。音嶋議員。
- ○議員(10番 音嶋 正吾君) 今、企画振興部長から答弁がありましたが、月次支援金等申請支援業務委託料ですね、これは今言われました関係から見ますと、商工会、農協、漁協に委託すると委託料になるわけですか。そしたら、これは、件数幾らで委託するわけですか。例えば、この648万円の委託料をどのように配分されようとお考えでおられるのか、簡単に説明をお願いします。
- 〇議長(豊坂 敏文君) 企画振興部長。
- **〇企画振興部長(中上 良二君)** 月次支援金の支援業務委託料の内訳ということになろうかと思いますが、これにつきましては、ただいま申し上げましたように、現在調整を行っておりますが、 商工会、そして農協、そして漁協での支援ということで、現在調整を行っているところでございます。

予算的なところでいきますと、今回1件当たり5,000円の支援業務の委託料の1件当たり5,000円ということで考えておりまして、まず、事務の委託料といたしましては、商工業者

等におきましては、全体で、これ月次支援金の申請対応も考えておりますので、商工業者等におきましては565件で、漁業者の方につきましては402件、そして農業者の方につきましては329件の、それぞれ予定をいたしております。

以上です。

- 〇議長(豊坂 敏文君) 音嶋議員。
- ○議員(10番 音嶋 正吾君) 部長、今確認ですが、1件に5,000円といわれましたね。 ということは、あなたたちが想定しているのは612件ですよね。5,000円としたら 360万円になりますが、この648万円ちゅうのは、市も幾らか取るんですか、財源として、 事務費としてもらおうという考えなんですか。そうじゃないと648万円という数字は出てきませんが。
- 〇議長(豊坂 敏文君) 企画振興部長。
- **○企画振興部長(中上 良二君)** ただいま申し上げましたが、再度繰り返して御説明をいたします。

商工会、商工業者等につきましては565件で282万5,000円、漁業者につきましては402件で201万円、農業者の方につきましては329件で164万5,000円、合計で1,296件の648万円ということになっております。ただいま申し上げましたのは、先ほども御説明をいたしましたが、今回の事業継続支援金と合わせて、国の月次支援金のそういった支援についても予定をしておりまして、そこの合計の件数が、ただいま申し上げました件数でございます。

それと、今回の分につきましては、8月と9月というようなこと、2か月にわたっておりますので、そういったところから非常に事務的には多くなるというようなことから、今回そういった対応をすることで予定をしております。

以上です。

- 〇議長(豊坂 敏文君) 音鳴議員。
- ○議員(10番 音嶋 正吾君) 私は非常に理解力がない男ですので、私が支給を受けるわけじゃございませんが、事業者とかこういう支給を申し込まれた方に、よく分かるようにしてください。ここに説明資料で出ているのは、612件の20万円で1億2,240万円と、そしたら国県から受け取る補助金としての総額、事務費したら、合うなという僕たちは単純な頭しか持たないんです。くれぐれも事業者の皆さん方に、分かりやすいように説明をしていただきたい、それ結構ですから。
- 〇議長(豊坂 敏文君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略する ことに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(豊坂 敏文君) 起立多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長(豊坂 敏文君) 以上で、予定された議事は終了いたしました。

この際お諮りをします。9月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出があっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長(白川 博一君) 登壇〕

〇市長(白川 博一君) 令和3年壱岐市議会定例会9月会議閉会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、9月7日から本日まで22日間にわたり本会議並びに委員会を通じまして慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等十分尊重し、市政運営にあたる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る9月18日から20日にかけて、長崎県総合運動公園陸上競技場で行われた、令和 3年度長崎県高等学校新人体育大会陸上競技において、壱岐高校1年生の竹下紘夢さんが、男子 400メートルにおいて、見事優勝。また、芦辺中学校出身で諫早高校2年の田中咲蘭さんが、 女子3,000メートルにおいて優勝というすばらしい成績を収めました。本9月会議の行政報告でも申し上げましたスポーツ、文化等各分野においての輝かしい成績も含め、壱岐の子供たちの活躍には目を見張るものがあります。現在のコロナ禍において、様々な活動が制限される中にも日頃の努力を重ねた結果であり、こうした壱岐っ子の活躍を大変うれしく思いますとともに、今後ますますの活躍に期待をいたしております。

次に、本定例会期中の予算特別委員会の冒頭に申し上げましたが、9月16日から17日にかけて、台風14号が本市に接近、通過をいたしました。本市では、幸いにして大きな被害はありませんでしたが、壱岐空港観測局で最大瞬間風速34.5メートルを記録し、柳田地区を中心に市内約190世帯の停電、光ケーブルの断線、倒木等の被害が発生をいたしました。被災した箇所につきましては、関係機関等との連携を図り、早期復旧に努めたところであり、既に復旧をいたしております。今後もいつ起こるか分からない自然災害等に対し、危機管理は行政の最大の責務を常に念頭に置き、引き続き関係機関等との連携を図り、防災対策の徹底を図ってまいります。市民皆様には、防災意識の向上に努めていただきますとともに、危険箇所の確認や備蓄品の準備など、平時からの備えをお願いいたします。

一方、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に減少傾向にあり、長崎県においては、9月22日、知事による記者会見が行われ、佐世保市を含め、県全体の感染段階を9月25日からステージ2に引き下げられたところであります。引き続きマスク着用、手指消毒など、基本的な感染予防対策の徹底を図った上で、経済活動の復興、活性化を目指し、長崎県民限定観光キャンペーンである第2弾ふるさとで深呼吸の旅キャンペーンが9月25日宿泊分から再開され、令和4年1月1日チェックアウトの分までの期間が対象となります。本キャンペーンは、宿泊料金の50%、最大5,000円割引、さらに地域限定クーポン2,000円が付与される大変お得な内容となっており、壱岐市民の方が市内参加施設に宿泊される場合も対象となりますので、宿泊施設支援のため、ぜひ市民皆様の御利用をお願いいたします。

また、対馬市との相互交流促進事業、対馬再発見の旅につきましては、10月1日宿泊分から 再開いたします。現地で使用できるお得なクーポンが多数付与されておりますので、対馬市、壱 岐市相互支援のため、併せて市民皆様の御利用をお願いいたします。

また、令和4年1月9日に開催予定でありました、第35回壱岐の島新春マラソン大会につきましては、大会実行委員会にて開催に向け、感染防止対策等の検討を進めておりましたが、協議の結果、出場される皆様、市民の皆様、大会スタッフやボランティア等の安全を最優先するため、再度延期することを大会実行委員会にて決定されております。2年連続しての延期となりましたが、次回開催できますよう、ワクチン接種の推進をはじめ、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、市としましても努めてまいります。

早いもので9月も終わりに近づき、日ごとに秋が深まってまいります。朝夕の冷え込みも本格的になってくることと思われますので、市民皆様、議員各位におかれましては、体調管理に十分御留意され、日々御健勝にて過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。大変お疲れさまでございました。

〔市長(白川 博一君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和3年壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 赤木 貴尚

署名議員 音嶋 正吾